

大和市告示第204号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により次の市道の路線を電線共同溝を整備すべき道路として指定した。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、平成27年11月6日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成27年11月6日

大和市長 大木 哲

路線名	区間		延長	備考
	起点	終点		
高座渋谷駅東線 （高座渋谷駅東口駅前 広場含む。）	下和田字上ノ原 1192番	福田字乙一ノ区 2020番1	209.3m	
桜ヶ丘下和田路線 （区画道路5-1）	下和田字上ノ原 1197番	下和田字上ノ原 1182番6	128.7m	
渋谷118号	福田字甲八ノ区 2002番2	福田字甲八ノ区 1916番2	225.91m	